（受託金融機関の納付金等）

第九条　受託金融機関は、スポーツ振興投票券の売上金額に一から政令で定める率を控除して得た率を乗じて得た金額（法第十三条の払戻金の総額が第六条各号に掲げるスポーツ振興投票の区分に応じ、当該各号に定める金額の総額を超えるときは、売上金額からその払戻金の総額を減じた額）を法第十二条の通知があった日又はセンターが第五条の二第三項の公表を行った日から三十日を超えない範囲内においてセンターが指定する日までの間に、センターに納付しなければならない。

２・３　［略］

（スポーツ振興基金への組み入れ等）

第十一条の四　センターは、法第二十一条第四項の規定により、スポーツ振興投票に係る収益をもって、その行う同条第一項第二号から第九号までに規定する事業に要する経費に充てようとするとき、又は独立行政法人日本スポーツ振興センター法（平成十四年法律第百六十二号）第二十七条第一項に規定するスポーツ振興基金に組み入れようとするときは、あらかじめ、センターの業務の適正な運営に必要な学識経験を有する者の意見を聴かなければならない。

（業務規程の記載事項）

第十五条　［略］

一　対象試合等の計画的かつ安定的な開催に関する事項

二　機構が開催する法第二十四条第一号に規定する試合の結果又は同号に規定する競技会の経過若しくは結果の確定及びその通知の方法に関する事項

三　対象試合等における選手、監督及びコーチ並びに審判員の登録及び登録の抹消に関する事項

四　対象試合等の競技規則に関する事項

別表第一（第六条関係）

試合に係る合致割合又は競技会に係る合致割合	算式
一等	A×B×f＋C
二等	A×B×g＋C

備考

一　［略］

イ・ロ　［略］

ハ　C　法第十四条の規定による各試合に係る合致割合に係る加算金

［号の細分を削る。］

［号の細分を削る。］

ニ　f　二分の一から五分の四の範囲内においてセンターが定める率

ホ　g　fとの合計が一となるよう五分の一から二分の一の範囲内においてセンターが定める率

（受託金融機関の納付金等）

第九条　受託金融機関は、スポーツ振興投票券の売上金額に一から政令で定める率を控除して得た率を乗じて得た金額（法第十三条の払戻金の総額が配分金額の総額を超えるときは、売上金額からその払戻金の総額を減じた額）を法第十二条の通知があった日又はセンターが第五条の二第三項の公表を行った日から三十日を超えない範囲内においてセンターが指定する日までの間に、センターに納付しなければならない。

２・３　［同上］

（スポーツ振興基金への組み入れ等）

第十一条の四　センターは、法第二十一条第四項の規定により、スポーツ振興投票に係る収益をもって、その行う同条第一項第二号から第四号までに規定する事業に要する経費に充てようとするとき、又は独立行政法人日本スポーツ振興センター法（平成十四年法律第百六十二号）第二十七条第一項に規定するスポーツ振興基金に組み入れようとするときは、あらかじめ、センターの業務の適正な運営に必要な学識経験を有する者の意見を聴かなければならない。

（業務規程の記載事項）

第十五条　［同上］

一　対象試合の計画的かつ安定的な開催に関する事項

二　対象試合の結果の確定及びその通知の方法に関する事項

三　対象試合における選手、監督及びコーチ並びに審判員の登録及び登録の抹消に関する事項

四　対象試合の競技規則に関する事項

別表第一（第六条関係）

合致の割合	算式
一等	A×B×f＋C＋D－E
二等	A×B×g＋C－D＋E

備考

一　［同上］

イ・ロ　［同上］

ハ　C　法第十四条の規定による各合致の割合に係る加算金

ニ　D　表の二等の項下欄に掲げる算式中A×B×g＋Cの部分により算定した金額を二等の合致投票券の数であん分した金額に五円未満の金額があるとき、その金額から一円未満の金額を切り捨てた金額に合致投票券の数を乗じて得た金額

ホ　E　表の二等の項下欄に掲げる算式中A×B×g＋Cの部分により算定した金額を二等の合致投票券の数であん分した金額に五円以上十円未満の金額があるとき、その金額から一円未満の金額を切り捨てた金額を十円から減じた金額にその合致投票券の数を乗じて得た金額

ヘ　f　二分の一から五分の四の範囲内においてセンターが定める率

ト　g　fとの合計が一となるよう五分の一から二分の一の範囲内においてセンターが定める率